

# 岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の概要

## 第1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、従来、令和2年1月1日から同年9月30日までの間に感染した感染症（感染が疑われる症状を含む。）の療養のため労務に服することができない場合を対象としていたが、この度、厚生労働省が、その対象期間として令和2年10月1日から同年12月31日までを追加することとし、これに伴い、所要の規定の整理を行う。

## 第2 改正の内容

第26条の3中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

## 第3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第33号

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月27日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市国民健康保険条例施行規則（昭和48年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の3中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。